

(非公式訳)

投資委員会布告

第 1/2562 号

件名：知識基盤(ナレッジベース)事業の最低投資金額条件の改定

タイ国内の知識基盤(ナレッジベース)事業への投資促進および、国家を発展させる要因となる人材育成を目的とし、投資委員会は、仏暦 2520 年 (1977 年) 投資奨励法第 16 条及び第 18 条の権限に基づき、下記の通りに公布する。

第 1 項 仏暦 2557 年 (2014 年) 12 月 3 日付投資委員会布告第 2/2557 号巻末の知識基盤(ナレッジベース)事業の最低投資金額条件を業種 1.2、1.23、3.9、5.6、5.7、7.11 および 7.13 において以下のように改定増補する。

- 業種 1.2 植物または動物の品種改良 (バイオテクノロジー事業の範囲外の場合)

「研究開発分野の人員の給与費用が年間最低 150 万バーツ以上かつ新規雇用、または投資金額 (土地代および運転資金を除く) が 100 万バーツ以上であること」

- 業種 1.23 モダン (近代的) 農業システムの構築またはサービス。例えば、状態探知または追跡システム、水、肥料、薬品など関連資源の使用制御システム、そしてスマート温室システムなど

「情報技術開発および工学分野の人員の給与費用が年間最低 150 万バーツ以上かつ新規雇用、または投資金額 (土地代および運転資金を除く) が 100 万バーツ以上であること」

- 業種 3.9 創造的な製品設計・開発サービス

「創造的な製品設計・開発分野の人員の給与費用が年間最低 150 万バーツ以上かつ新規雇用、または投資金額 (土地代および運転資金を除く) が 100 万バーツ以上であること」

- 業種 5.6 電子設計

「電子設計分野の人員の給与費用が年間最低 150 万バーツ以上かつ新規雇用、または投資金額 (土地代および運転資金を除く) が 100 万バーツ以上であること」

- 業種 5.7 ソフトウェア事業
「情報技術開発分野の人員の給与費用が年間最低 150 万バーツ以上かつ新規雇用、または投資金額（土地代および運転資金を除く）が 100 万バーツ以上であること」
- 業種 7.11 研究開発
「研究開発分野の人員の給与費用が年間最低 150 万バーツ以上かつ新規雇用、または投資金額（土地代および運転資金を除く）が 100 万バーツ以上であること」
- 業種 7.13 エンジニアリングデザインサービス
「エンジニアリングデザイン分野の人員の給与費用が年間最低 150 万バーツ以上かつ新規雇用、または投資金額（土地代および運転資金を除く）が 100 万バーツ以上であること」

第 2 項 投資奨励申請し、認可されたプロジェクトの場合、操業開始の前に本布告に基づく最低投資金額条件を変更申請することができる。尚、いずれかの条件を選択した場合は変更不可となる。

第 3 項 奨励申請したが、まだ認可されていないプロジェクトの場合、奨励申請審査の段階で本布告に基づく最低投資金額条件を選択すること。尚、奨励認可された場合は変更不可となる。

尚、仏暦 2562 年（2019 年）2 月 25 日より有効とする。

布告日：仏暦 2562 年（2019 年）5 月 2 日

陸軍大将

(プラユット・チャンオーチャー)
投資委員会委員長